

相続アドバイザー協議会研修会

令和7年8月20日

「後見とお一人様」

補足 後見制度の見直しの動向

講師 中條 尚 (SA1期生)

行政書士・社会福祉士

I お一人様対策に欠かせない契約

後見・事務委任（生前・死後）・信託・身元保証・尊厳死等々の内

生前の事務委任

- ・ 意思能力はあるが、自由に動けないとき本人の代わりに手続する。
- ・ 事務委任を受け行う行為に応じてくれるかは相手側次第。

死後事務委任

- ・ 医療費・家賃・老人ホーム施設費用の支払事務
- ・ **火葬、葬儀、納骨、永代供養に関する事務**
- ・ 賃借建物・施設明渡し・家財道具処分に関する事務
- ・ 行政官庁等への諸届け事務 近親者への連絡

※死亡によっても委任契約は終了しない

相続人は委任契約を解除出来ない

Ⅲ 事例1

- ・ 市営住宅で独居暮らし。身寄りなし。
現在ショートステイで療養中。
自宅での生活は難しいため施設入所を本人も了承。
補助の申立、生前・死後の事務委任契約を行うことを条件
に施設入所を認めてもらう。
- ・ 一旦自宅に戻る予定だったが、様態が急変。
ショートステイから直接施設へ。
施設入所後に生前・死後の事務委任契約を行う。
自宅にあった現金・通帳キャッシュカードを預かる。

Ⅱ 事例2

- ・ 子供のいない夫婦で夫が危篤、妻認知症。
自宅に来て欲しいと包括から連絡。
夫がベッドに横たわっていて余命わずかと医師の診断。
隣のベッドに重度の認知所の妻が座っている。
- ・ 事務委任契約を行う。
自宅にある現金・通帳・キャッシュカードを預かる。
夫死亡。妻の後見人（申立人夫の兄）となることを条件
に施設入所を行う。
後見人の立場で夫の相続手続行う。

成年後見制度

成年後見制度の見直しに向けた検討 (中間試案)

令和7年6月
法務省民事局

法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、本人の判断能力に応じて家庭裁判所により選任された

①成年後見人、②保佐人又は③補助人が本人を保護、支援する制度

任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人や委任する事務を契約で定めておき、本人の

判断能力が不十分になった後に、任意後見人が任意後見監督人の監督を受けつつ事務を行う制度

現状及び課題

【成年後見制度を取り巻く状況】

高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等により成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれ、成年後見制度を更に利用しやすくする必要がある。

令和5年10月1日現在、我が国の65歳以上人口は3,623万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)も29.1%となった。

【成年後見制度に対する主な指摘】

- 利用動機の課題(例えば、遺産分割)が解決しても、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- 成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。
- 本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- 任意後見契約の本人の判断能力が低下した後も適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

【成年後見制度に関する国内外の動向】

令和4年 3月 第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定

令和4年10月 障害者権利条約の第1回対日審査に関する障害者権利委員会の総括所見

国内外の動向をも踏まえ、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う必要

政府方針

第二期成年後見制度利用促進基本計画(R4.3.25閣議決定 抄)

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

(参考) 障害者の権利に関する条約

(R4.10.7 抄)

第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見

28. 一般勧告第1号(2014年)法第107条の1に示すように、委員会は以下を締約国に勧告する。

- (a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての裁判的な法決定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にはしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

法務省HPより

推移表

